

平成23年11月7日
午前10時開会
議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第13号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）
日程第 4 承認第14号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合同規約の変更）
日程第 5 議案第79号 平成23年度上天草市一般会計補正予算（第5号）
日程第 6 議案第80号 財産（土地）の取得について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（22名）

議長 堀江 隆臣

1 番 平田 晶子	2 番 何川 雅彦	3 番 田中 辰夫
4 番 須崎 光枝	5 番 宮下 昌子	6 番 西本 輝幸
7 番 高橋 健	8 番 小西 涼司	9 番 田中 豊八
10 番 島田 光久	11 番 川口 望	12 番 田中 万里
13 番 北垣 潮	14 番 園田 一博	15 番 窪田 進市
16 番 津留 和子	17 番 桑原 千知	18 番 渡辺 勝也
19 番 田中 勝毅	20 番 猪塚 安親	21 番 新宅 靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
総務企画部長	杉田 省吾	市民生活部長	佐伯 秀昭
建設部長	尾上 徳廣	経済振興部長	坂中 孝臣
教育部長	松本 和任	健康福祉部長	橋本 秀雄

会 計 管 理 者 杉 田 良 一 上天草総合病院事務長 松本 精史
水 道 局 長 楠 本 金 生 総 務 課 長 村 上 理 一
財 政 課 長 竹 下 学

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 森 内 孝 生 局 長 補 佐 山 下 正
参 事 小 松 野 洋 己

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成23年第7回上天草市議会臨時会を開会いたします。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

議案、質疑については、同一議題での質問項目は3項目で、補正予算議案は各課につき3項目と定めてございます。議案質疑の通告をなされていない方は1項目とし、その質疑回数は同一議題3回以内と、会議規則などで定めてありますので、遵守をお願いいたします。

また、質疑に対しては、自己の意見など一般質問的にならないように御注意をお願いいたします。

それでは、直ちに会議に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、会議規則第81条の規定により20番、猪塚安親君、21番、新宅靖司君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、10月26日に、議会運営委員会が開催され、会期並びに上程議案の審議方法について協議がなされておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

10月26日議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

委員会の検討事項は、平成23年度上天草市一般会計補正予算（第5号）、財産の取得についてほか4件の議案でございました。委員会では、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定いたしました。

また、会期は本日1日とし、審議方法につきましては、時間的に急施を要する用件であり、委員会への付託を省略し、本日の本会議において審議、採決することで決定しましたので、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、委員長報告どおり本日1日間と決定いたしました。

日程第3 承認第13号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第3、承認第13号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、和解及び損害賠償額の決定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（松本 和任君） おはようございます。

それでは、提案理由を説明いたします。承認第13号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

和解及び損害賠償額の決定について。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。平成23年11月7日提出、上天草市長。

内容でございますが、専決第13号、和解及び損害賠償額の決定について。平成23年7月7日上天草市大矢野町上386番地1の上地区公民館駐車場敷地内で発生した車両破損事故に関し、次の者と上天草市の間次次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。平成23年10月6日専決、上天草市長。和解の相手方、損害賠償額については記載のとおりです。和解事項。当事者双方は、今後本件に関して、裁判上または裁判外において、一切の異議及び請求の申し立てをしないことといたし、記載しております。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） この承認第13号ですけれども、どういう状況で発生した事故なのか、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） お答えします。

まず、現場状況でございます。大矢野町の上地区公民館と、現在、株式会社フタバ、ここは自動車部品の卸販売業でございます。貸し付けてありますJAあまくさの敷地との境界に、コンクリート製のU字溝が設置してございます。両敷地は並んだ形で市道に面しており、今回の事故は、その境界をなしておりますU字溝の上で発生したものでございます。

事故発生状況としましては、市道から公民館敷地をとおり、株式会社フタバへ入ろうとした和解の相手方である株式会社マキタ八代営業所の車両が、U字溝の上を通過した際、U字溝の一部が欠けておりましたので、そこに設置してあります鋼製のふた、グレーチングですけれども、この片方ははね上がり、エンジンのギア部分とマフラー部分を損傷したものでございます。

当該箇所は市が所有する側溝で区切られた市所有地とJAあまくさの所有地との境界部分でございます。その境界に交通を遮断するような構造物等はなく、現在、敷地内の出入りを規制していないこともあります関係上、平素からお互いの車両が、また、通行する人も自由に往来している状況でございます。側溝そのものは市有地に設置してあり、市所有のものであるために、管理責任のある本市が過失を認め、その損害を補償することとなったものです。

補償にあたっては、株式会社損保ジャパンが運営する全国町村会総合賠償補償保険により全額措置されております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） U字溝の上を通らなければ通行ができないということで、U字溝の上での発生になるんですか。U字溝は、日ごろから車が入り出しているという説明でしたけれども、もし日ごろから車が行ったり来たりしているのであれば、例えば、破損があったとか、不具合があるというのは、わかっているんじゃないかと思うんですが、その辺の管理はどんなふうになっているんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 先ほども申しましたように、そこにつきましては、二つの土地が並んでいて境界をなすような形でU字溝がございまして、そのU字溝を挟んだ両方とも上地区の公民館の駐車場用地であり、その反対側が株式会社フタバが今使用しております。そこも空き地で駐車場のような形になっているものですから、どちらからでも入れるわけです。そこを通らなくても入られるんですけれども、通常はそこに仕切り等せずに、公民館の人も、そこを広く使っ

てUターンしたり、手前から入ったりとか、通常通行をそのようにやっております。

そういう状況の中で、確かに破損に気づかなかった点については、もう少し維持管理、見回り等が必要ではなかったかと思えます。この事故が起きて、初めて気づいたような次第です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 先日も合津港ですか、街路灯の破損で車を傷つけたという事案がありました。やはり管理する立場として、そういうことがないように日ごろからの見回りですとか、その辺はきちんとしとかなないと、また今後もこういうことがあると思うんですね。

建設課のほうには地区の住民の方たちからも、例えば、近所のどこそこがこんなふうに痛んでるからという声が結構上がってくると思うんですよ。その際はすぐに対応していただいていると思いますが、賠償するような事案が発生しないように。続けてあったものですから、管理体制といますか、その辺をきちんとしていただきたいと思ひまして、質問をいたしました。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） ただいまの説明で、ある程度わかったんですけども、今、答弁の中で管理体制というようなことが出ましたが、ちょっとこの辺でお尋ねしたいんです。以前、緊急雇用対策で、その部分を調査する人を雇ったのではないかと思うんですよ。例えば、危険なところを調べて、市の建設課なりに上げて、それをどうするかとかをする人たちを雇って調査をしたんじゃないかと、何か私、記憶にあるんですけども。やっていませんか。

まず、その辺をお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 申しわけございませんが、後で調べて報告しようございますか。私、現在手持ち資料を持ちませんので、済みません。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 私の記憶もしっかりとしたものではないかもしれませんが、県の一覧表の中で、よその自治体とダブっているかもしれません。緊急雇用で、そういう危険箇所を調べる調査班を雇って、その自治体の側溝とか、街灯、看板、あるいはそういうのも調べるようなことが多分できたと思うんですよ。

もし、うちの自治体でやっていないのであれば、よその自治体はそういうことをやって、1年間に悪い箇所を調べて、それを予算化して、例えばこういう大きい事故につながらないような対策をとっているところがありますので、1回そういうのも検討していただければと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 今、議員が申されたとおりでございますけれども、私たちの場合はイノシシ対策で、墓石とかいろんなイノシシの被害等の調査はしました。そこは私もわか

りませんけれども、今後そういうような状況であれば協議をしまして、いろんな面で調査をしなければならぬと感じております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 今の職員を使ってそういうことを調べるに当たっては、余りにも私はいかかなものかと思っておりますので、そういうときのために緊急雇用対策とかを活用できるようになっていると思います。そういうので雇って、例えば今、仕事がない人たちにそういう仕事をし、危険箇所を調べてもらって、それを行政に上げてもらって、こういうのにつながらないようにすれば、年間やっぱり100万円、200万円単位になれば、一般財源から持ち出すことになるので、これは保険でしょうけれども、その辺はそういうのを活用してやっていただければと思います。以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 今、田中議員が申された調査ですけれども、私が下水道課にいたころ、下水道管、マンホールのふたが周りよりかなり上がってる部分がありましたので、マンホールのふたについては危険箇所を調べた経緯がございます。そのほかについては、私も認識しておりません。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 議員御指摘の件につきましては、熊本市で重大な管理ミスで事故が起きた事例があります。その後、県からの通達によりまして、職員を動員して4地区の特にガードレールとかガードパイプの調査の経過があります。議員御指摘のとおり、今後はそういう緊急雇用の要員を使って、調査もしたらいいんじゃないかと。現状では行政区の区長さんからの申し出があったときに現地踏査をし、補修している現状でございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 15番、窪田君。

○15番（窪田 進市君） 参考にお尋ねしますが、損害賠償にいたる経過もあれば教えていただきたいと思っております。あれはJAの敷地を閉鎖しましたので、フタバで契約されて貸されておると。そして今、マキタという話が出ましたけれども、それはフタバに関連する業者だと思います。

確かに不可抗力と言いますか、U字溝がしてあります。現地はよくわかりますけれども、ああいうところは今、話がありますように、国道周辺はいろんな調査をやられていますが、ああいう敷地との間は、お互い駐車場に、相互で利用価値を高めるということで、たまたま市のところにU字溝が張られておりますので市に賠償が訴えられておりますが、そういうことにつきまして、例えば、JAの関係がフタバに貸されていると。そして、マキタがいろんな取引でそこに来られていると。そういう経過の中で賠償にいたるまでには、お互い道義的な話し合いはあったのかなのか、その辺をお尋ねします。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○**教育部長（松本 和任君）** 賠償に当たっては、まず境界の確定をして、責任がどちらにあるかということを確認しなければなりませんので、JAの方と立ち会った中で、その境界を決定しております。決定というか、お互い確認をしております。

以上です。

○**議長（堀江 隆臣君）** 窪田君。

○**15番（窪田 進市君）** そして、そういう経過があつて、最終的には保険で対応できるから賠償でやろうという結果になったということですか。

○**議長（堀江 隆臣君）** 教育部長。

○**教育部長（松本 和任君）** その結果、市で当然責任を持って対応すべきということになって、うちのほうで対応したということです。

○**議長（堀江 隆臣君）** ほかにございませんか。

島田君。

○**10番（島田 光久君）** 事情は大体理解しました。でも、そこは市有地、両方折半という形で側溝は入ると思うんですよ。線ですわね。そこは市道ではないし、敷地内という見方ができると思うんですよ。だから、これで損害が発生するなら、市有地の中に側溝があつて、そこを駐車場にしている場所はいっぱいあると私は思うんですよ。

今後、その辺どのように対策していかれるのでしょうか。恐らく事例をつくったら、そういうのがどんどん上がってくるのじゃないかという懸念もしますけれども、今後どうされますか。

○**議長（堀江 隆臣君）** 教育部長。

○**教育部長（松本 和任君）** その件につきましては、そのの構造物がどちらのものか、共有のものか、それとも一方のものかを確認しておく必要があるかと思ひます。

○**議長（堀江 隆臣君）** 島田君。

○**10番（島田 光久君）** ということは、例えば、市有地内の側溝でそういうものが発生したら、恐らくすべて補償が発生する形になってくるんですけども、一応その辺の目安はしておかないと。市の側溝を通過して市有地に入った場合に、こういう事故が発生したと。

恐らく私も何箇所か段差があつたりとか、がたがたしていたりする場所は結構市内にいっぱいあると思うんですよ。その基準ですわね。その辺もこれを機会に、今後検討すべきじゃないかと思うんですよ。

○**議長（堀江 隆臣君）** 教育部長。

○**教育部長（松本 和任君）** 基準と言ひますと、あとは管理責任を明確にした以上は、その管理者が責任をとるべきだと思ひます。そこで、もし危険な状況で、もし何かがあるようであれば、その上を通られないような策を講じるとか、その辺をしないと。今回の場合は、市の所有物であるということを確認した上で、市に管理責任があるということを確認した上で責任をとったわけでごさいます。

○**10番（島田 光久君）** はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

20番、猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 土地柄がよくわからないんですよ。図面等があつて、側溝は市が入れたと。そうすると、その側溝の上をわたった先は市有地ですか、市の所有の公用地ですか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 現場は市道があつて、そこに市有地と民間の土地が並んで、両方挟んであるんですけども、その境界をなすような形で道路に直角方向に、境界部分に宅地の集水用のU字溝が入っているわけです。双方のですね。そういう状況です。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 側溝は市で入れたにしても、あくまでも、ふたまでも市が布設しなくてはならない場所ですか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） そこは双方の通行も認めていた関係で、ふたまで設置しているものと思っております。

ですから、そのふたが全くなくても弊害はないわけですが、双方の便宜を図るためには、そこにふたを設置して、通行できるようにしたほうが、何かと地元の人たちも便利がよかったものだから、そのようにしております。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 側溝は、どこの側溝ですか。そこに出入りするために便宜上ふたを布設したと思うんですが、その側溝はどこの側溝ですか。

側溝を据えた関係上、市に責任があるというような言い方になっているみたいですが、側溝はあくまでも市が入れたと。その側溝を渡って行くには、だれの土地に行くのか。あくまでも市がこの上にふたを布設しなければならなかったのか、そのあたりがわからないのですよ。

図面がありませんので、どういう状況の現場なのか、現地調査もしていないので、わからないんですが、どうも腑に落ちません。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 事故の報告書等がございますので、後で議員に説明させてもらっても構いませんでしょうか。

○20番（猪塚 安親君） 後ではきょう——。認めた上で、後で見てももう——。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長、図面があるんですか。

○教育部長（松本 和任君） 図面はあります。

○20番（猪塚 安親君） 見ないとわからない。あくまで市の責任。側溝をわたっていく先は違うところなのに。ふたはだれがしたのか。

○議長（堀江 隆臣君） 図面と現場の状況を書いた資料があるということですので、今コピーをとっておりますので、じきに配付をさせます。

ほかに質疑ございませんか。

小西君。

○8番（小西 涼司君） 今後そういった事故が起きない対策が必要と思うんですが、先ほどから、そういった危険箇所の調査についての意見も出ております。私が思うには、その地区に生活をしている者でないと、なかなか危険箇所がわかりにくいという点もあると思いますので。地元の人が危ないと思った箇所を区長さんに申し出るようにして。後、区長から担当部署に連絡をしてもらおう。その上で調査なりをして、ここは本当に危ないということであれば、早急に対応してもらわなければならないし。

ですから、広報なりに市内の危険箇所をお知らせくださいというようなものを載せて、もし、そういった場所があったならば区長に申し出てくださいと。広報を使って市民の皆さんに周知をしていけば、一番的確にそういった危険箇所を把握できるのではないかと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 答弁は。総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 今、担当のほうで多分同じような図面を焼いてるかと思いますが、上地区の谷と中の丸のちょうど境界ぐらいなんですけど、谷の中村医院というお医者さんがあるわけですけども、その前に上地区の公民館と旧JAの支所がありまして、そこが先ほどから言われておりますフタバ部品が使用しているところでございます。フタバ部品と上公民館の、先ほどから話があります家庭排水、路面排水を含めたところの境界に排水溝があると。そのふたがグレーチングだったということで、グレーチングが傾いたということです。車が通ってはねて損傷があったということでございます。

先ほどから部長が説明してありますとおり、以前から、公民館は住民健診とかいろんな健診で利用しておりますので、JAの駐車場を借りたり、JAさんはいろんな会議のとき公民館の用地を借りたりということで、お互い利用していたという状況でございます。そこにふたがあったほうが、当然お互い利用するためにはメリットがありますので、ふたをつけているというところがございます。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） ただいま配付した資料ですけども、小さい枠組みで書いてある地図がございます。ですから、このU字溝については、通常ここを遮断しても双方困るような水路ではございませんが、ここをオープンにして通行していただくことによって、双方が駐車場等も使い合っているような状況でございますので、一応、今オープンにしているような状況です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかになければ、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

それでは、承認第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第14号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合規約の変更）

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第4、承認第14号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、熊本県市町村総合事務組合規約の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） おはようございます。

承認第14号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを御説明いたします。

熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、地方自治法179条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるとでございます。

今回の承認は、菊池市及び大津菊陽水道企業団が矢護川地区簡易水道組合の給水区域に相当する給水区域が拡大することに伴い、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である矢護川地区簡易水道組合が水道法の認可を受ける前日をもって脱会するためによるものでございます。

熊本県市町村総合事務組合などの一部事務組合は、組織する地方公共団体の数を増減しようとする場合に、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合と関係地方公共団体との協議が必要となります。なお、この協議は地方自治法290条により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないものと規定されていることから、本件においても熊本県市町村総合事務組合より同文決議の依頼がございました。

しかしながら、熊本県市町村総合事務組合が提示した協議日が11月4日であるため、その日までに本市議会が開催されないことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成23年10月19日に専決処分したものでございます。

提案の理由といたしましては、専決処分により処置したものは、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めする必要がありますので、これが提案の理由でございます。

御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

承認第14号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

それでは、承認第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第79号 平成23年度上天草市一般会計補正予算（第5号）

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第5、議案第79号、平成23年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成23年度上天草市一般会計補正予算第5号について、御説明申し上げます。

今回提案します補正予算は、地方交付税の増額に伴い、経済対策の一環として公共施設の維持、修繕など、緊急性の高い事業を行うため提案するものでございます。

詳しい内容につきましては、所管部長から説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議いただきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 提案理由の説明が終わりました。

次に執行部より議案内容の説明を求めます。総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） では、上天草市一般会計補正予算第5号の補正予算について、御説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、今回提出するものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いします。

議案第79号、平成23年度上天草市一般会計補正予算は、市長提案がありましたように、地方交付税の増額に伴い、主に先般の9月議会の折に、基金積立関連の補正予算におきまして、一

般質問、総務常任委員会等で、市民から上げられている要望等にこたえる必要があるのではないかと御意見をいただきました。それに対応し、緊急性の高い事業や公共施設の維持、修繕などを行うため、今回補正予算として計上するものでございます。

歳入歳出それぞれ2億円を追加し、予算総額は、166億8,142万7,000円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。

45款地方交付税10項地方交付税10目地方交付税の2億円は、地方交付税の確定による増額の計上です。

以上が歳入についてでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

35款農林水産業費10項農業費30目農地費の365万8,000円は、中山間総合整備事業基礎調査委託料及び荒木浜地区農村公園整備工事の増額の計上です。

35目農道維持費の488万円は、園部橋橋梁調査診断業務委託料の増額の計上です。

40目施設監理費の1,446万2,000円は、内野河内コミュニティセンター改修設計監理業務委託料及び改修工事、後山排水機場堤防漏水対策工事、今津排水機場維持工事及びしゅんせつ工事の増額の計上です。

15項林業費15目林業振興費の800万円は、林道東浦大作山線法面改修工事の増額の計上です。

20項水産業費25目漁港建設費の2,900万円は、上地区荷さばき施設舗装工事及び大道漁村広場多目的広場補修工事の増額の計上です。

40款商工費10項商工費20目観光費の1,000万円は、キャンプ場施設の修繕費及びスパ・タラソの天然ガス分離装置設置工事の増額の計上です。

45款土木費15項道路橋りょう費10目道路維持費の4,370万円は、登記手数料、赤崎池ノ浦線防災対策測量設計委託料、道路整備工事、市道坊主島下桶川線道路測量設計委託料、道路維持工事及び用地取得費の増額の計上です。

15目道路新設改良費の1,950万円は、市道蔵々下山線道路改良測量設計委託料、東釜1号線測量設計委託料及び用地購入費、中月線測量設計委託料、市道馬建青年の家1号線測量設計委託料、浦山西目1号線測量設計委託料、市道環状北線道路改良用地購入費、市道野米新地越線補償費の増額の計上です。

25目道路舗装費の5,630万円は、市道舗装工事の増額の計上です。

20項河川費10目河川管理費の200万円は、阿村川護岸整備工事の増額の計上です。

25項港湾費10目港湾管理費の450万円は、施設管理維持工事の増額の計上です。

20目海岸保全費の400万円は、上天草港海岸工事の増額の計上です。

以上が補正予算の概要でございます。

予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要が

あります。これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で執行部から、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、経済振興部の所管部分を行います。

質疑の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） それでは、6ページですけれども、中山間総合整備事業基礎調査委託料です。概要説明を読みますと、補助事業の採択基準を満たすのかを判断するために必要であるということで、その調査の委託料ですけれども、水田や田畑を整備するのに、田の持ち主とか、そういう方たちの負担をなるべく少なくするために、どういった方法があるかということで、一生懸命いろいろ探っておられるのではないかと思います。採択基準というのがどうなのかということと、もし、その基準を満たさなかった場合は、どのような判断をされるのかをお聞きします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 中山間の総合整備事業の基礎調査委託料の100万8,000円ということでございますけれども、補助事業の採択基準といたしまして、少し時間が長くなりますけれども、お許しをいただきたいと思っております。

中山間の総合整備事業につきましては、農業の生産条件等が不利な中山間地域の事情を踏まえまして、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象として一般型、生産基盤型、生活環境型、公益連携型の四つのタイプのもので特色のある農業、農村の活性化を図るための国、県の補助により行われる事業でございます。

上天草市の農用地の現状といたしましては、農地が点在しておりまして、一団地あたりの面積が狭まっております。農村整備事業の整備がおくれておりまして生産効率が悪い状況でありますので、経営中山間総合整備事業の事業実施を検討し、耕地の区画、形質の改善、用排水路、道路等の整備、閑地による耕地の集団化、総合的に実施したいと考えております。今回の補正予算につきましては、調査委託費でございます。

採択基準といたしましては、一つ目に対象地域要件として、上天草市は半島振興法に該当いたします。

二つ目に実施地域として、林野率が50%以上の地域か、農地の主な傾斜が100分の1以上の農地面積が、農地地内の全農地の50%以上を占める地域に該当するのか、今回の委託で確認する必要がございます。

三つ目に事業規模につきましては、数箇所の農業集落を対象として、農業生産基盤型の事業の受益面積の合計が20ヘクタール以上であれば、熊本県営事業、同じく10ヘクタール以上であれば、市町村農営事業となります。

四つ目に、一地区あたりの受益者が2名以上であれば可能であるが、投資効率が1以上であり、地域の意欲が高いことが要件になります。補助率といたしましては、事業費の負担率は県営事業の場合は国が55%、県が30%、市が10%、地元が5%と考えております。

それと、議員が申し上げられました基準を満たさなかった場合は、どのような判断をするのかということでございますけれども、上天草市といたしましては、補助率のよい県営事業として、事業の実施に向けて努力をしたいと考えています。どうしても基準に満たない場合は、市営事業での実施や、市単独事業での実施も検討する必要があると思います。基盤整備事業につきましては、地元の負担がありますので、事業実施に向けては、地元と十分協議をしなければならないと考えております。

中山間総合整備事業につきましては、市町村の市町村営事業の補助金でございますけれども、国が55%、県が20%、地元が25%。団体営事業につきましては、国が55%、県が20%、地元が25%として補助率の方が高くございます。一地区の受益面積が5ヘクタール以上でございます。市単独の耕地事業といたしましては、補助率が40%ということで、どうしても基準が満たない場合は、地元の負担のほうが高くなるということで、なるべくならば県営事業のほうをやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 詳しい説明ありがとうございました。ぜひ満たされるといいと思います。

次に、荒木浜地区農村公園整備工事についてですけれども、これは農家及び地区住民の憩いの場としての整備する必要があるということになってますが、どのような公園と言いますか、広さもどれぐらいか、私も現場に行っていないのでわかりませんが、グラウンドゴルフができたりするような公園なのか、それとも子どもたちも遊べるような遊具施設を整えた公園なのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 憩いの場としての整備の内容ということでございますけれども、本公園用地につきましては、県営荒木浜地区の経営体育成基盤整備事業の当初の計画時に、上天草市所有の土地として計画されたものでございます。公園用地としての整備後、地区を管理されます荒木浜新地耕作組合の農地保全活動等の用地として利用していただきたいと考えております。

土地の面積といたしまして、1,905平方メートル、圃場の東側中央部に位置しております。現在は記念碑が建てられております。敷地内の土砂が現在流れ出しております。排水路をふさいでいる状況でございますので、早急に対応し、土砂の流出をとめる工事を予定しております。

今後の利用といたしましては、当初の整備目的は公園用地でございましたけれども、将来的には荒木浜地区の耕作組合との協議の上、憩いの場としての部分や、管理施設の用地、あるいは集

荷場の建設用地とかも今後利用に応じて検討されるのではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。

それでは、次に、内野河内コミュニティセンター改修工事ですけれども、この改修工事の緊急性、それと去年だったですか、おとしだったですか、国の緊急対策で各市からお金が出ましたよね。それで私たちの区なんか、公民館の中に棚をつくったりいろいろされておりますが、そのとき交付金はどんな使い方をされたのか。

それと、これは自治公民館ですけれども、教育委員会の所管ではなくて農水になっていますが、その辺のことも詳しく説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 改修工事の緊急性ということでございますけれども、この内野河内のコミュニティセンターにつきましては、昭和56年度の国庫補助事業で整備をされました。内野河地地区の産業の振興と、地区の住民の各種研修の場所として、大小三つの会議室がございます。調理実習室と農産加工室、これはみその加工をされております。大型洗濯機のあります洗濯室が建設をされております。

施設の現状といたしましては、建築から30年を経過しておりまして、天樋の老朽化、軒の裏板のはがれや、外壁のひび等の老朽化を目視しております。

細部の点検や改修工事等につきましては、早急な対応が必要と判断しましたので、今回予算を計上させていただきました。

緊急対策交付金での修理はできなかったのかということでございますけれども、平成21年、22年度の経済対策交付金の要求時につきましては、農林水産課内で協議をいたしました。協議をいたしました結果、ほかの緊急性が高い事業に優先順位をつけまして工事等を行いましたので、この修理等につきましては、現在に至ったというような状況でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 私の言い方が悪かったのかもしれませんが、この公民館を改修するということは、地元の皆さんたちにとっては、とてもいいことだと思います。私が今、緊急経済対策と言いましたが、名目が何だったんですかね。各地区に対してだったか、市長が助成金と言いますか、区の公民館などの修繕とかいろいろされるようにということで、全地区に交付金を渡されたじゃないですか。

あのときの交付金は、内野河内の公民館では、どのような使い方をされたのかと思ったものですから聞いたんですよ。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 申しわけございませんけれども、公民館というような位置づけではありません。ここは農業関係施設ということで先ほども申しましたけれども、農業振興の

ための料理室であったり、みその加工室であったり、洗濯機を置いてあったりということろでございまして、その経費については、ちょっと私のほうでは――。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 私たちが普通、自治公民館というのは社会教育課ですか、教育委員会の管轄になるんですが、これは農業関係ということでなってると思うんですが、普段は内野河内の方たちも、そこを公民館として利用されていますよね。

それで、今後も例えば、ほかにもこういう公民館があるかとは思いますが、農水が管轄する公民館ですかね。公民館と言わないんですね。そういうのはほかにもあるんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議員、済みません。これは公民館とした位置づけではございません。申しわけございません。

それと、先ほど言われました内野河内のコミュニティセンターのような位置づけの場所は別に3カ所ございます。合津の東の多目的集会所と今泉の多目的集会所、星平の多目的集会所というのが、私たちの管理下においております施設の多目的集会所でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。まだわからないところは、また直接聞きに行きます。

次に、7ページの天然ガス分離装置設置工事についてですけれども、これについては、説明では温泉法で定められている基準値を上回る状況となったために、ということで書いてありますが、なぜと言いますか、上回るようになった理由、古いかいろいろ。平成20年10月1日に改正と書いてありますので、その改正によって、数値がどうにかなったのかなと思いますが、その辺のことと、それと、ガス分離設備の設置ということですが、この設置をすれば、これからは半永久的に安全なものなのかということをお尋ねします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 平成20年の法の改正で基準を上回るようになったのかということでございますけれども、平成20年の10月1日に温泉法が改正されました。温泉源における可燃性の天然ガス濃度の確認を行うことが義務づけられたことにより、平成21年度の2月から、年2回の定期的な測定を行ってきたところでございます。平成22年の9月の測定から、比較的高い数値となっていました。本年の8月の測定では、基準値であります50%LEL――。このLELというのは、爆発下限界でございます。着火源がある場合については、ガスが燃焼爆発を起こす最低濃度のということで、50%LELを超える60%の数値が測定されました。可燃性の天然ガス濃度が上昇したこともありまして、基準値を上回るようなことになったという状況でございます。

分離装置を設置すれば、これからも安全なのかという質問でございますけれども、現在確認されている可燃性の天然ガスに対しましては、今回の分離装置を設置すれば、法に定められた安全

対策を講じた施設として、これから安全を確保した状況で利用できるものと認識しているところでございます。

可燃性の天然ガスの濃度が上昇した経緯でございますけれども、発生源が深い地中内のために原因を特定することは困難でございますけれども、地殻の変動等が要因だと考えられるということでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） このガス分離設備というのは今まではなかったけれども、平成20年の法改正で測定が義務づけられたので、測定をしたら基準値を上回ったから設置するということですね。これは、温泉施設はどこでも——、これは市がしているところですが、個人でされているような温泉施設もすべてこういう分離設備を設置するということですよ。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 先ほど議員が言われましたとおり、今まで法が改正されるまでには、こういうようなものはありませんでした。しかし、私たちのところのスパ・タラソにつきましては、地中からくみ上げた時点で基準値をはかっておりました。この基準値というのは、指定管理者に資格を持った人がいらっしやらないものですから、資格を持った方に測定をしていただくというような状況でしてまいりました。

しかし、これが50%の基準を超えまして60%になりましたものですから、どうしても分離装置を設置しなければならないということで、駐車場のほう、屋外に分離装置を設置すると。この法律では、この分離装置を屋外に設置しなければならないということが決められております。

以上でございます。

○5番（宮下 昌子君） ほかの温泉施設でも当然——。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） これにつきましては、スパ・タラソだけでなく、温泉法の改正でございますので、全部に該当すると思います。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） おはようございます。

余談になりますが、昨日は市長を初め執行部、そして議員さん方もいろいろな催しものがあった、てんやわんやだったと思いますが、御苦労さまでした。

私は今回、経済建設部を先にいいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部ですか。

○12番（田中 万里君） 経済振興部を。今、宮下議員が質問されたことと重複する点もございますが、何点かお尋ねしたいと思います。

始めに、荒木浜農村公園整備事業についてでございますが、この部分について、先ほど質問された中で、どのような公園を計画されているのかというのは説明がございました。それと同時に（2）の遊具等の設置も予定に入っているのかという点は答えられなかったですね。

それと、今回の予算計上は、整地のみ金額なのか。この予算書の中には整地となっているんですよ。それとも、先ほど言われたような全体的な、すべてにおいてなのか。

それと、場所等も先ほどである程度わかりました。あとすべての完成予定ですね。

それと、完成後の維持管理はだれがするのかという点をお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 公園についての遊具の設置でございますけれども、遊具については、現段階では設置する予定はございません。よろしいですか。

○12番（田中 万里君） ほかにも幾つか聞いてるでしょう。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） それと——（「整地のみかどうか」と呼ぶ者あり）、整地のみですね。整地のみ金額かということでございますけれども、工事につきましては、圃場整備事業の中で、敷地の周辺にコンクリート製の側溝を設置する工事が終わっておりますので、敷地内の土砂が雨によりまして流出し、側溝が埋まっているような現状でございます。土砂の流出をとめる工事を計画しまして、敷地の保全と排水溝の機能維持を図っていきたいと考えております。

それと、完成後の維持管理については、議員も知っておられるとおりでございますので、除草程度と思われま。です。ので、荒木浜新地耕作組合にお願いをするというようなことで今、検討しております。（「完成予定」と呼ぶ者あり）

完成予定の場所につきましては、先ほども申し上げましたけれども、圃場整備区域の東側中央に位置しておりますので、面積が1,905平方メートルでございます。現在は荒木浜地区の経営体育成基盤整備事業として、大矢野町中央地区農免道路事業及び大矢野中央地区排水特別対策事業の3事業に関する記念碑が建てられております。今回の外構整備工事につきましては、敷地の整備を完了する予定でおりますので、年度内には完了すると思。います。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 先ほどの維持管理についてです。今後は草刈り程度というようなことを言われましたが、維持管理をする上でいろいろな諸問題が出てくるかと思。います。その辺の役割分担というのは、しっかりと文章で定めて、どちらがどういうふうにするのかというのは、完成前に、ある程度取り決めをしたほうがいいかと思。いますので、よろしくお。願いいたします。

続きまして、予算概要説明資料2ページの内野河内コミュニティー改修事業についてでございます。この点も先ほど質問にもございましたが、私も自治公民館としての位置づけならば農林水

産課ではなく、社会教育課の分野に入るのではないかという疑問点がございました。先ほどの説明の中では、これは多分補助事業で最初立ち上げて、そしてその中で今、公民館活動もされているのではないかと思います。しかしながら、この文章的な部分もございますので、この辺は明確に議会等に提出するときにはやっていただきたい。そうしないと誤解が生じると思います。

それから、具体的にどのような改修を行う予定なのかという質問を出しております。説明資料の中に、老朽化によることとか、例えば雨どいとか、その部分を工事するというようなこととございますが、私が言いたいのが一般財源ではなく、いろいろなコミュニティセンター等への補助金等があるかと思えます。そういう部分は活用できなかったのか、それと、一番毎年公民館の改修に使われるのが、宝くじ助成金とか、その部分が使えるんじゃないかと思うんですが、そういう考えはなかったのか、よろしくをお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 改修の内容でございますけれども、先ほども申し上げましたように目視はしておりますけれども、天樋の老朽化、暖房施設の煙突の老朽化、軒の裏板のはがれ、壁のひびということについて、今回計上させていただきました。

コミュニティセンターへの補助金等の活用ということでございますけれども、事業実施にあたりまして、コミュニティセンター助成事業の現状を確認しました。助成事業は、主に新築を対象として、修繕については建物の主要構造について行う大規模な修繕を想定して、その対象建物全体をコミュニティセンターとして使用しているものとされております。

県下には要望箇所が多く、昨年度は要望件数が20件を超えました。県が採択されたのが4件の採択でございました。県内の申請の傾向といたしましては、築50年を超えた案件が多い状況であると回答が県からありました。施設の早急な改善を考えるためには、今回どうしても改修をさせていただきたいということで、今回補正に上げさせていただいたような状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） コミュニティーの助成金だけではなくて、前回の9月議会でしたか、文教の所管の中で、こういう公民館の改修費を県がトンネルでやる事業費もあったかと思うんですよ。それについては、龍ヶ岳地区の公民館をすることになりましたが、そういうのを前もっていろいろ調べて、こういうのは、きょうあした壊れたわけでもなくて、例えば、ずっと前から修理をしてくれと上がっているのであれば、その部分は一般財源を使わないで修理をする方法も考えておくべきではないかと思います。

それと、もともと農林水産の振興のためにつくった施設であれば、そういう農林水産省が出している、例えばそこで勉強会をするなり、勉強会するのに、先ほどいわれた暖房が効かないのであれば、そういうのに出るものもあるかと思うんですよ。そういうものをうまくあいに活用して、なるだけ一般財源を使わない方法を考えれば、今後いいのではないかと思います。

それから、これはちょっと関連になるんですけれども、例えば、どうしても市が直営とかでや

っている部分については、国、県の助成金とかしか使えない部分が多くあります。今、他の自治体では、いろいろ公民館等を指定管理者等に出して、指定管理者の管理下の中で、いろいろとそういう修繕とかを別の団体から持ってきて、市民が使いやすいように改修したりする部分もごさいます。その辺とかも今後視野に入れて考えればいいのではないかと思います。

とにかく今、将来的には財源不足というのもいろいろと考えられる部分を、将来的なことを考えれば、今のうちから取り組まなければこういう公民館の維持管理だけでも、年間随分かかると思ふんですよ。その分はどれくらいかかるか把握はされているでしょうか。

私の通告書、わからないでしょう。

○**経済振興部長（坂中 孝臣君）** はい。

○**議長（堀江 隆臣君）** 経済振興部長。

○**経済振興部長（坂中 孝臣君）** 今、私のほうもいろんなことでしておりますけれども、数字的にはいろんな面でこの中でしているのが、大体大型合併浄化槽の維持管理が年間27万円程度要ります。それと光熱費が約24万円。維持管理費が高額でありますので、どうしても合計で52万円程度ほどの金額が必要でございます。

それと、内野河内地区で会議をされますので、その使用料として5万円と、一般の方、いろんな会議室を使われたり、洗濯機を使われたりとかされますので、その含めましたところで、10万800円を徴収したというような状況でございます。どうしても地域の皆さん方に、地域にこの施設を受け取ってくださいますというのは非常に難しいかと思ひます。

ですけれども、議員が言われたとおり、いろんなまた指定管理者なり、地域の方にはまだ投げかけておりませんが、そういうことも今後協議の上で、一般財源からの歳出はなるべくしない状況で管理をしていくことで協議をさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○**議長（堀江 隆臣君）** 田中万里君。

○**12番（田中 万里君）** 地域の方たちがいろいろと活用されているのも十分把握しております。ならば、この地域の人たちに管理等を、こういう委託料等を払ってやってもらって、ここの公民館はあなたたちのものなんですよ、あなたたちが今後維持管理をやっていく上でいろいろ知恵を出し合って、やってもらえませんかというような、そういう方向をして、なるだけ年間の維持管理が少なくて済むようにやったらどうかと思ひます。ほかにも多分そういうのを投げかければ、内野河内地区というのは、今、いろいろまちづくりとかそういうのにも活発的にされているので、いい知恵が出るんじゃないかと思ひますよ。そこを起点に違う発展をしたり、本当にこれから先を考えれば、ある程度市民と共同でやっていく方向も考えていただければと思ひます。

次に移りたいと思ひます。5ページのスパ・タラソの交流センターの修繕費についてでございます。プール機器の修繕費ということで70万円計上されております。あちらの修繕費の50万円以上が市の持ち出しだったかと思ひます。

まず、始めにお尋ねしたいのが、スパ・タラソは、企業体での運営で応募をされていたと思ひ

ます。その中で現在の状況も、当初の企業体は何十社かおりましたが、その企画書どおりの運営体制なのか。これは修繕費についてであります、その後の質問に関連しますので、よろしくお願ひします。

それと、以前も同じような工事が予算計上されたと思うんですよ。以前は幾つかを一遍にしないでだめなんですよというような答弁があったと思うんですよ。1個ずつしたらどうですかという私が質問をした際にですね。今回もまた同じように出ておりますので、あのときにはしなくてよかったのかという部分ですね。では1、2をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 一番目に、スパ・タラソは企業体の運営であるが、現在の状況も当初の企画どおりの運営体制なのかということでございますけれども、現在のスパ・タラソ天草の運営体制は3社で構成されております。これは当初も一緒ですけれども、組織構成の3社は株式会社パブリックビジネスジャパン、これが10社の組織でございます。株式会社日本ビル管理と株式会社エムロードで構成でございますので、スパ・タラソ天草管理経営共同企業体である運営体制、組織としましても、当初から現在までは変更がないという状況でございます。

それでいいですよ。

○12番（田中 万里君） いや、以前も同じような工事で――。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 以前も同じような工事で予算計上がなされていたと思うが、今後も同じような修理の箇所が発生するのではということでございますけれども、今回計上した予算は海水を循環しながらタラソセラピーのプールの水位調整等を行うポンプの修理についてでございます。今回が初めての修理でございます、これまで修理を行ってはおりません。同施設には複数のポンプがあるため、これまで幾つかのポンプの機器の修理は行っているところでございます。施設の運営上、今後もポンプの機器を初めとして、各種施設の修理は発生するものと考えておりますけれども、日常のメンテナンスを適正に行いながら修理の発生頻度の抑制をすることが必要だと認識しております。

大体言いますと、真水を使うポンプであれば寿命は長くございますけれども、このポンプにつきましては、海水やナトリウム等の成分を含んだ水をくみ上げますので、どうしても修理等が真水に比べた場合については、寿命が短いというようなことで認識しております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） では続いて、修理の見積もりなどは、どのような方法でされているのか。管理者が発注見積もりなのか、それとも市の方が発注見積もりなのか。また、数社見積もりを3社なら3社から出してもらうのか。特殊な機械なので、なかなか難しいと思いますが、その部分。それから、先ほどの質問に、現在も運営自体は3社でやっておりますというようなことでございましたが、これは当初3社じゃなくて10社ぐらいいいませんでしたか。私はそのとき総務常任委員会だったんですけども、企画書の中身を見たら、あらゆる業種の人たちが参加され

ていた共同体だったと思うんですよ。例えば、共同体のメリットというのは、その共同体の中にいろいろな業種の人が出て、例えばスパ・タラソを運営する上で、修理が発生したら、このグループ内の業者さんが修理をするので、維持管理がこれだけ安くなりますとか、そういう部分のメリット部分で多分審査において採点等もつけられるんじゃないかと思うんですよ。その部分が、例えば、その業種の中に電気設備とか、そういう人たちも多分いたんじゃないかと思うんですよ。

多分審査をされる時、維持管理がそれだけ安くなると、こういう業者の集合体なら大丈夫だろうということ、ここを指定管理者として指定をされたと思うんですが、何かその部分が活かされているのかという部分が非常に、今回の――、毎回いろいろと修理が出ますので思うんですが、その部分についてと2点お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 今、構成組織でございますけれども、10社を束ねておられるのが株式会社パブリックビジネスジャパンでございます。それと、株式会社日本ビル管理と株式会社エムロードということで、全部で言いますと12社ぐらいになります。

それと、修理面でございますけれども、修理の見積もりなどにつきましては、どのような方法でされているか、管理者から発注見積もりなのか、市からの発注見積もりなのか、または数社見積もりなのかという質問でございます。市が予算を計上しております、実施をする修理については、市が発注して、各事業所に対して見積もりをとってるところでございます。

見積書の提出を求める事業所については、特別の事業所でなければ対応ができない修理等を省きまして、3社以上の事業所に見積もりを求めて対応をするような原則としております。指定管理者の予算で行う修理費については、指定管理者が行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） この5ページについては、これで3回目ですが、例えば、何ゆえに指定管理者にしたかという部分を含めて、一番の要因は、維持管理をどれだけ市の負担が少なくて済むかという部分で指定管理者制度は導入されたと思うんですよ。どれだけ地域に対して還元、費用対効果があらわれるかという部分で導入されたと思うんです。それと同時に、この共同体の中で、ある程度解決できることを解決するべきだと思うんですよ。外注に出すのではなくて。その辺のメリットがあるのに、毎回いろいろな大型修理が出るというのは、指定管理者導入のメリットが十分に発揮されていないんじゃないかと私は疑問に思います。

確かに工事をしなくてはならないものは、市の財産でありますから、やらなくてはならない部分がございますが、その辺を今後はしっかりと考えていただきたいと思います。

それと同時に、5ページも、先ほど宮下議員も質問されましたが、設置工事について740万円今回計上してあります。先ほど述べたように、これは平成20年度の温泉法に伴ってこういうことになったということでしたが、1、2はいいです。3番の指定管理者になった後、約2年間たちますけど、これまでどれくらい一般会計から繰り入れをしているのか、それと、その

前までは直営でやっておりましたが、そのときと比べて今どれだけ経費削減になっているのか、その部分、まず2点をお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 指定管理となった後、これまでどれくらいの予算が一般会計から繰り入れられたのかということでございますけれども、平成16年の10月に施設がオープンして平成23年度当初予算までの市の予算の投入見込み額は、指定管理料を含めまして総額1億7,254万9,249円となったところでございます。

17年が――、後でよろしいですか、今、申し上げたほうがいいですか。17年から23年までの――。

○12番（田中 万里君） 簡単にいいですよ。例えば、このくらいは削減につながった。要するに、維持管理修理箇所ですよ。修理箇所がこうやって減ったとかですよ。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 直営のころの維持管理の修理費はどのように変化したのかでございまして、先ほどの投入額の中には、きめ細やかな部分とかも繰り入れております。

修理につきましては、前の指定管理者から、現在の指定管理者に至る修理等は多くございまして、前の指定管理者が、管理運営をしていた16年の10月から平成20年度までの4年間で市が実施した修理等は総額で1,867万3,799円、9件でございまして。

そして、現在の指定管理者が管理運営となってから平成21年から平成22年度までの2年間の修理等は総額で1,416万9,066円の9件となったところでございまして。これについては、現状としましては、やっぱり年数がたっていくと部分的に故障も出てきますし、ポンプ等についても金額的にも高くございまして、その部分については少々金額がしてくると思います。

施設の修理等につきましては、故障発生を防ぐために予防的な部分の交換等を定期的に行わなければなりませんけれども、施設の老朽化とともに年々、先ほども申しましたけれども修理の可能性が高くなっていくというような現状でございまして。年々修理代はかさんでくるのではないかと感じております。

以上でございまして。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 16年から20年の間が約1,800万円。指定管理者になって、まだ1年半ぐらいですかね。この間に1,400万円。恐らく指定管理者は5年間でしたかね。5年間の間に、これはあくまでも予想ですけども3,000万円以上一般財源から投入をしなくてはならないかと思うんです。

確かに、年数がたって、修理箇所も多くなったというのも理解はできます。しかしながら、その辺を含めて指定管理者を申し込まれたときに、5カ年計画を出されていると思うんですよ。年間これだけの修理があるので、こういう対応をしますと。本来なら、そういう計画にのっとって、今、運営をしなくてはならないと思うんですよ。修理が、こういう箇所が今から故障しますというのもその中に、あるいは本来なら示して審査の対象になるはずなんですよ。しかしながら、年

間これだけの予算を一般財源から投入し、指定管理者制度にやりました。果たして、指定管理者にしてメリット、デメリットがどうあったのかという部分を、今後、私は精査しなくてはならない部分じゃないかと思います。

それから、スパ・タラソに対して年間これだけ一般財源を投入しておりますと。それだけ投入して、それだけ市民の暮らし、市民に直接いろいろなメリットがあったなら私は費用対効果では出ていると思うんですよ。その部分についてお尋ねしますが、現在のスパ・タラソの地元業者さんが、以前は、いろいろ地元業者さんを優先的に使って、地元業者さんの生活が潤うような取り組みをなされていたと思います。現在その部分はどうなっているのか。例えば、地元の業者さん何社を仕入れ等で使って、どういう雇用体制になっているのかをお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 現在のスパ・タラソの地元業者仕入れ等も含めまして利用の割合はということでございますけれども、仕入れ等の取引事業者総数が70社でございます。地元事業者が21社、割合としては30%、修理やメンテナンス等の取引事業者数が5社でございます。地元の事業者が3社、割合としては60%となっているところでございます。従業員の総数につきましては、現在37名おりますけれども、そのうちの27名が上天草市民という状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） これは3回目でございますので、質疑に対してまとめて申し上げたいと思いますが、まず始めに今回740万円、それと修繕に70万円、800万円近くの一般財源をまた繰り入れることになりました。その部分については、今後、もう少しいろいろと考えてしなくてはならないと思います。

それと、一番が、ここは指定管理者になっております。指定管理者のメリットというのは、例えば、直営の部分のときには、市がいろいろと企画立案で何でもやらなくてはならなかったのが、指定管理者は指定管理者のそこでいろいろ知恵を出し合って、運営自体を行うことができます。このスパ・タラソというのが、健康促進の施設でもございます。ならば、例えば、この天然ガス分離装置設置工事740万円を計上されておりますが、これは以前から多分わかっていたことだと思うんですよ。平成20年になったときに、今平成23年度、こういうのをつけなくてはならないとか、あるいは、その部分がわかっている、そのほかにも、ここが今、指定管理者で運営をされている中で、指定管理者としてのメリットを十分に出すべきだと思います。

というのが、例えば、スパ・タラソの施設内の修繕とかに対して、指定管理者を受けたところに対して、郵政省とか、市の直営ならば修繕費とか出せませんが、指定管理者には出しますとかいうような補助金が、健康促進部分で、特に老人の介護とかを取り組みますと言えば、出す部分があるんですよ。こういうのを指定管理者でとったところは、いろいろとメリット部分で発揮しなくちゃならないと思うんですよ。今のままでは、ほとんど一般財源から修理から全部繰り

入れて行うような状況であれば、私は指定管理者にしたメリット、デメリットをちょっと疑問に思います。

それと、分離装置に740万円かかるのであれば、もっと早い時期から指定管理者のほうでも考えておくべきではなかったのかと思います。

この部分について、今後どのように協議をされていくのか、それと地元業者を30%しか使っていないということであれば——これは指定管理者にしたときには違っていたと思うんですよ、地元を優先して使いますと。しかし、今の状況は30%ということは、これも当初の計画と全然ずれが出てきております。もし、これが地元の業者を80%ぐらい使って、一般財源これだけ投入しておりますが、地元の業者がこれだけ使われて、地元の業者でこれだけ潤っているんですよ。だから、メリット部分はこうあるんですよという説得材料があるかと思うんですよ。

その部分についても、今後どのように考えておられるのか、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 現状といたしましては、先ほど私が申し上げたとおりでございますけれども、やっぱり議員が言われるとおり、地元が潤ってこそその指定管理等でございますので、そこについては今後、観光課等も、私も入りまして、その中で協議をさせていただきたいと思っております。

分離機、これは本当に地殻変動とかに左右されますけれども、今の数値が上がらなければ設置はしなくともいいんです。確かに議員が言われるとおり、法改正があった時点では、そういうことも見込まれたとは感じますが、現状としては、値が50%以上を超さなければ設置はしなくともいいものですから。現状としては、地殻変動等によりまして50%を超えたというのが最近でございますので、そこも予知しておかなければいけなかったとは思いますが、多額の金額でありますので、数値的には現在上がった時点での工事設置という状況になるかと思っております。

今後またいろんな面でスパ・タラソの経営等につきましても、指定管理者だけではなく、市の観光課職員等も入りまして、今後協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で通告による質疑が終わりました。

経済振興部所管部門につきまして、ほかに質疑はございますか。

島田君。

○10番（島田 光久君） 6ページのですね——。

○議長（堀江 隆臣君） 何の6ページですか。予算書ですか。

○10番（島田 光久君） そうです。農道維持費について、480万、園部橋梁調査事業の耐震調査ということで上げられています。17年ほど経過しているということですが、痛みぐあいや、恐らく何かがあって、調査されると思うんですけども、基準をどの辺で考えられて、今度上げられて調査されるのかと、今後、耐震調査されたら、恐らく補強の予算が入ってくると思うんですけども、農道維持費だったら県の補助事業でされるわけですか。

その2点を教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 園部橋の橋梁調査事業でございます。これにつきましては、皆さん方にお渡ししました予算概要の資料説明を見ていただければと思います。

この橋梁は平成7年に建設されまして、現在16年を経過しております。県道の迂回路または農業用輸送道路である上島中央広域農道の一部として利用されております。本橋について、耐震診断及び現状調査を実施し、橋梁機能の確保を図るための委託を実施するものでございますということを書いております。園部橋のところの農免道路入り口の橋でございます。通称園部橋といいます。これにつきましては、橋梁調査事業として、耐震診断ということ、設計までは市で実施しなければいけない。工事については、県の事業として実施するというところでございます。橋梁の調査事業として、今回は耐震診断の調査料として488万円が必要でございますけれども、今度は、建設をするまで事業を進めるためには、設計までを市で実施しなければならない。その後の工事については、県の事業でやりますというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 大体わかりました。上天草市には、こういう橋が幾つもあると思うんですよ。維和島の浮き橋ですね。樋島架橋も恐らく農免でできていると思うんですよ。あそこは45年経過しております。だから、もちろん調査すべきと思うんですよ。私もいろいろ島民の人からかかってくる。それで私も何回か歩いてみました。ワイヤーにも相当さびがきているんですよ。ボルトもさびがきているし、つめもぎしぎし鳴っているし、将来的に相当額の補強になると思うんですよ。

これからある程度仮調査されて、随時、県にはそういう形でできるんだったら早めに準備されて——幾つかあると思うんですよ。農免関係の橋がですね。その辺もしっかり把握すれば県が補助をつけてくれるので、早めに取り組んでもらいたいと思います。そうしないと恐らく、かけかえまできたら相当大変と思いますので。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

20番、猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） あれは県営でしょう、農免。それにかかわる橋梁を県営でかけているわけだろう、橋自体は。そして、こういう耐震にかかわる調査あたりは市でしなくちゃならんというのは、何か県と市とは規約かなんか交わしているわけですか。

何で県営の橋の調査を市が負担しなければならないのか、ちょっと理解に苦しみますので。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 園部橋については、県に農免道路の橋としてつくっていただきました。しかし、管理としては市でございます。（「管理は市ですか」と呼ぶ者あり）はい。

ですので、橋梁調査事業としては、耐震調査の診断と設計までは市で行う。工事については、県の事業で行うというような申し合わせ事項がございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、経済振興部所管の質疑を終わります。

次に、建設部所管を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。

13番、北垣潮君。

○13番（北垣 潮君） 主要事業一覧の40ページに、栈橋の修繕一式と書かれておりますけれども、どの部分が修繕にかかるのかということでお聞きします。今度の450万円の使われ方という――。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） まず1点目の施設管理維持工事450万円についてお答えいたします。

上天草港区全体で港湾のほうは合併をさせまして、統合して上天草港と言います。だから3港区と港区という割合でお答えしたいと思います。

まずお手元に建設部の主要事業という資料を配付してあるかと思っておりますけれども、資料の13ページをお開きください。大道港区臨港道路、昔のフェリーターミナルの臨港道路でございますけれども、非常に劣化が激しいため、約100メートルの予定で舗装の実施計画をしております。

次に、資料の39ページ、阿村港区簡易灯台設置工事でございます。阿村港の港内側から左側に向けましての防波堤に簡易灯台を1基設置いたします。

次に、樋島港区の東風留地区の栈橋修繕の一式でございますけれども、護岸との取り付け部分のジョイントが腐食して、ピンが外れそうになっております。まずそれを早急に修繕しなければならないと判断して、今回お願いしているわけでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣君。

○13番（北垣 潮君） 私も今回の経済対策として一番目玉かなと思っておりましたけれども、ちょっと私が考えてたところとは全然違うことで。合併前からこの栈橋については、地域の皆さんとか、漁民の皆さんとか要望があつて、橋の部分は大きいのをつくってもらって、船のほうは古いのを姫戸か何かのお下がりをもらってきたような感じ――違うのですか。何か古いの、中古ですよ。それで栈橋とポンツーンの部分を比べたとき、栈橋のゴムの部分が虫歯が欠けるように抜けてしまって、コンクリート状態なんです。船をつけると船が傷むような。私はこの部分かと思ってたんですよ。

ここの部分だったら、上の部分も確かに大事でありましょうが、皆さん地域の人たちの要望としては、このゴムの部分をとにかく早くしてくれという要望が強いわけで、今から北風吹いてき

てから、棧橋も古いものですから揺れて、夜中もぎしぎしごうごう音がするんですね。相撲取りで例えれば、把瑠都ととかあのくらいの大きい相撲取りが、船は女性によく例えられるのですが、年をとった女性の上に乗ってるような状態で、もう沈みかけというような感じですよ。とにかく古くなっております。

今回、私、経済建設委員会にいたときも、去年も経済建設の委員さんたちに見てもらって、とにかくここは早くしてもらいたいということも言うておりましたけれども、渡辺議員から、どっかにこのゴムの部分はあるからもらってやるとかという話もありました。

ですから、その辺をしてもらいたいんですけど、どうでしょうか、建設部長。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） お答えします。

本体部分の防舷材と思いますね。通常、漁業の皆さんはペンドルと言っていますけれども、規格でいったら1,000万円超すわけなんです、現状の防舷材を設置したら。それで、先に答えますけれども、建設したらどうかという意見も出ておりますが、今の規模で建設しますと約2億ほどかかります。建設が非常に厳しいんじゃないかと。交付金が3割ないし4割はあるんですけども、あとの起債関係が非常に厳しいんじゃないかと。

そこで、今、うちの担当の方が県と協議していて、天草市の御所浦町本郷漁港とあるんですけど、そこが鋼製の12年経過したもので、現在製作中でございます。そこに現状を見に行つたということでございますけれども、非常にまだ立派だと、維持管理も行き届いています。ペンドル等の防舷材、それとチェーン等もしっかりしているということで、現在払い下げる方向で進めております。確定ではございませんけれども、あれを譲渡していただいたら東風留地区は非常に助かるんじゃないかと思っております。大きさがLが25メートル、幅が15メートル、今の既設のポンツーンに比べますと倍ぐらいの上載荷重もあります。その方向で県と協議中でございますので、北垣議員の御希望にこたえられるように私たちも努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣君。

○13番（北垣 潮君） 上天草港の中でも漁船とか客船とかレジャー船とか、一番利用頻度の高い棧橋だと思いますので、ぜひとも建設部長の力で譲ってもらえるようにお願いします。

よろしくをお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） 私はこの工事箇所は、これまでの要望が出されたのをするというところでよろしいんですが、今回の主な目的は地元への経済対策と捉えていいのか、これは冒頭で総務企画部長もそのように申されました。この部分はいいです。

次に、地元の経済対策で行うのであれば、地域の諸事情を考慮して、指名入札になるかと思いますが、その部分を、例えば、仕事を今たくさん持っていて、そして、またさらに経済対策の仕事をするのではなくて、仕事が手持ちがなくて、本当に頑張つて経営されているところもいっ

ばいあると思うんですよ。

そういうところが本当に経済対策として、対策ができるような、そういうのを考えた上で事業を配分する予定なのか、その部分についてまずお尋ねします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） お答えいたします。

経済対策ですからということでございますが、建設工事の業者の指名に関しましては、業者の決定を指名委員会で行っているところでございます。選考する際には、工事の格付けや地域性、工事完了までの確実性及び過去の工事実績と指名業者選定の運用基準を注視しながら現在行っております。また、公平性を考えて、業者の指名回数をふやすことができるように、現在工事案件1件当たりの指名業者をふやしていこうと検討しておりますし、随時しているところでございます。

よって、現在までのところ、地域の諸事情を重視しての選考を行ってきておりませんが、今後は、指名段階で地域の諸事情を考慮する余地を残されているものと考えられますので、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） お答えいたします。

地域の諸事情を考慮して選定してはいかかかという御質問でございます。1指名委員としての判断といたしまして、地域性、また手持ち工事等を考慮し、バランスのとれた業者選定を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 総務企画部長も建設部長も、前向きにいろいろ考えておられる答弁だと思います。正月前に建設業界の人たちも運営をしていく上で大変苦勞されている部分もございいます。そういう中でこういう市が経済対策して、こういう工事を前倒しでやるということは、本当に地域の人たちが助かるんではないかと思ひます。

ただ、これまでいろいろ指摘された部分もございました。先ほど総務企画部長が言われたように、これまでの指名回数とか、そういう部分も含めて、みんなが公正、公平に仕事が回るようなやり方をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

17番、桑原君。

○17番（桑原 千知君） 建設部長にお尋ねします。

今、北垣議員が高戸の棧橋を言われたでしょう。樋島の棧橋を見ておわかりと思ひますけれど

も、今回、予算はついていませんが、客船などはもうやめて、高戸あたりも公共的な部分は半減して、うちの場合は観乗寺で葬式なんかがあるんですよ。そのとき御所浦とかあちこちから来る船が、うちの組合の棧橋につけさせてくれというお願いが来て、公共的に利用度というのはうちの棧橋がありますので、もしよければ御所浦のものは、樋島に来てもらうように頭に入れておいてください。

お願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） なかなかどちらにしてということではございませんけれども、両方とも、東風留地区も樋島地区も、昭和49年に旧町時代の補助事業の採択で建設しております。どちらも年数的には37年ほどたっておりますので、老朽が激しいということは知っております。その中で東風留地区を選定したという理由を申しますと、あそこに巾着船とかそういう業者が魚を荷揚げするという大型車両等も入るそうです。

そういう観点から、天草漁協から使用料の幾らか入金をなされております。補修費として。受益者負担という形で。その点を考慮いたしまして、東風留地区ということで言葉を申し上げたわけです。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 17番、桑原君。

○17番（桑原 千知君） 先ほど田中議員が言われましたけれども、今、建設部長の話では、水産業関係の部分の要望という話であれば、当然またそこら辺の補助事業関係で探せば何かあるのではなからうかと思えますけれども、その辺も調べていただいて、どうせならば高戸にそういうことであれば、新しいやつをつくってやって、古いのはうちで結構でございますので、考えていただければと思えます。

よろしくお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいま12時を過ぎましたけれども、このまま審議を続行して日程を消化したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、審議を続けたいと思います。（「部長、答弁をお願いします」と呼ぶ者あり）
建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） そのように財政課長のお許しを得たら、皆さんの御要望すべてをおこたえできるかと思えます。なかなか金庫番が厳しい現状でございます。今、県の港湾の管理者、漁港管理者と、すべて県のほうにそういう補修をちょっとしたら立派じゃないかと。ポンツーン等に対しても、連絡橋に対しても声をかけておりますので、今回はどうか東風留のほうに県が譲渡していただければ設置して、次は樋島港区という形でお許しを願いたいと思えます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、建設部所管部門の質疑を終わりたいと思います。
討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、議案第79号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第5号を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第80号 財産（土地）の取得について

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第6、議案第80号、財産（土地）の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 議案第80号、財産の所得についてを説明いたします。

松島庁舎建設用地の取得については、市議会の議決をお願いするものでございます。松島庁舎建設用地の取得については、先般の9月議会において、松島庁舎建設用地取得費用として8,371万9,000円を補正予算として計上し、議会の承認を得たところでございます。その後、山陽木材等と用地交渉を行い、分筆測量が完成したことから、10月24日に土地売買仮契約書を締結したところでございます。

取得する財産の詳細については、議案説明書のとおりでございます。議案説明書の①、②をごらんいただきたいと思います。

上天草市松島町合津字本口の7915番7の一部2,127平方メートル、7915番38の一部201平方メートル、7915番30の一部497平方メートル、合計2,825平方メートルを2,069万300円で株式会社九州資材センターから取得し、また、上天草市松島町合津字本口の7915番5、6,617平方メートル、7915番28、28平方メートル、7915番37を594平方メートル、合計で7,239平方メートルを5,301万8,436円で山陽木材株式会社から取得するものでございます。合計しますと、取得面積1万64平方メートル、取得金額7,370万8,736円で取得するものであり、いずれも平方メートル当たり単価は7,324円となっております。

提案の理由といたしましては、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案の提出理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はあっておりません。質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 全部理解はしていますけれども、一般質問でも、国道寄りの空いてるスペースを一緒に購入したらどうかという提案をしたんですが、その後検討されたのか、されないのか、その辺わかっていたら教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 国道からの右折レーンや歩道については、まだ測量設計しておりませんので、どれだけ土地が必要なのかも現在の段階では判明しておりません。この後、右折レーンとか取り付けの歩道とかの測量設計をした後に収用等かけまして、土地購入していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） それはわかるんですけども、国道寄りに空きスペースがあるでしょう。聞いたらここは商業地として高く売れるから売ってもらえないという話を間接的に聞いたんですけども、ここの1の横がちょっとしか空いていないから、ここは公園か、ちょっとしたいやしができるようなコミュニティーに利用したらいいんじゃないかと思うんですけども。

これは、だれか質疑した経過があるんですけども、ぜひこれも購入に向けて検討してみたらどうかと思うんですよ。

そういう提案していたんですよ。取り付けの歩道とかじゃなくて――。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 9月の議会のときにそういう御質問がありました。

土地購入には、用地取得するための計画が必要でありますし、計画があつて用地取得するものと思います。先行で用地取得するためには、土地開発基金とか、そういうところで何か目的があるときは購入ができるかと思っておりますけれども、現在の場合、まだ市として国道側の用地の活用については検討しておりませんし、また、私たちが一方的に、今の段階でこの金額で、もし交渉できるかということであれば、また違うと思います。

企業さんの考え方とかいろいろあるかと思っておりますので、その辺も十分検討する必要があるかと思ひます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論ございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、議案第80号、財産、土地の取得についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提出されました議案は終了しました。

これをもちまして議事を閉じ、平成23年第7回上天草市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 0時13分